

皇宮警察本部副本部長
警視庁警備部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校警備教養部長
各管区警察局広域調整部長

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

警察庁丁備一発第202号
令和8年9月9日
警察庁警備局警備運用部警備第一課長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行を受けた更なる広報啓発活動の推進について(通達)

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第47号。以下「改正法」という。)の周知に向けた広報啓発活動に係る留意事項については、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たっての同意取得手続及び通報手続の円滑化並びに広報啓発活動に係る留意事項について(通達)」(令和8年6月24日付け警察庁丁備一発第106号)をもって通達されたところであり、また、警察庁では、改正法が公布された令和8年6月24日以降、小型無人機等の利用者に対する効果的な周知を図るため、関係省庁の協力を得ながら、小型無人機等の関係団体、製造事業者団体、販売事業者団体のほか、小型無人機の利用が見込まれる映像制作業界及び建設・住宅業界の関係団体に対し、周知への協力を依頼するとともに、日本政府観光局の訪日観光客向けのウェブサイトも活用して広報啓発活動を推進しているところである。

各都道府県警察においても、従来の取組に加え、下記の取組事項をはじめ、それぞれの管内の実情に応じた効果的な広報啓発活動を更に推進するとともに、独自の施策を講じた場合には、情報共有のために積極的に報告されたい。

なお、本通達の内容については、当庁生活安全局生活安全企画課及び交通局交通規制課と協議済みである。

記

1 関係団体等を通じた広報・周知活動

- (1) 小型無人機等の利用が見込まれる都道府県単位の業界団体等に対し、周知への協力を依頼の上、当該業界団体等の特性に応じた効果的な広報啓発活動を企画立案・調整すること。

特に、建設・住宅業界については、都道府県単位のみならず、市区町村又は各警察署単位の関係団体等が存在する場合には、積極的に働き掛けを行い、当該関係団体等を通じて対象施設周辺地域の具体的な範囲や確認方法について周知を徹底すること。

- (2) 対象防衛関係施設の管理者に対し、周知への協力を依頼の上、警察・自

衛隊共催の説明会を開催したり、地区を分担して効率的に広報用リーフレット及び当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を示す地図を頒布・回覧したりするなど、効果的な広報啓発活動を企画立案・調整すること。

- (3) 運転免許センターにおいて、広報用ポスター及び当該運転免許センターが所在する都道府県内の対象施設周辺地域を示す地図を掲示して周知を図ること。

また、警察署交通課の道路使用許可の申請受付場所において、広報用ポスター及び対象施設周辺地域を示す地図を掲示して周知を図るとともに、当該警察署管内の対象施設周辺地域において空撮、測量、建築等に係る道路使用許可の申請がなされた場合には、小型無人機の利用の可能性があることから、利用予定の有無を聴取するとともに、利用する場合には小型無人機等飛行禁止法の通報手続が必要である旨を教示するなど、注意喚起を行うこと。

2 地域住民に対する広報・周知活動

管内に対象施設周辺地域を有する警察署については、地域部門と連携し、自治会・町内会等の協力を得て、広報用リーフレット及び管内の対象施設周辺地域を示す地図を業界団体等に加盟していない事業者を含む近隣住民等に頒布・回覧するとともに、自治会・町内会等の掲示板に当該地域内であることを示す掲示をするよう依頼するなどして周知を行うこと。

3 観光客等に対する広報・周知活動

- (1) 宿泊施設を訪問し、宿泊客に対する広報用リーフレット及び当該宿泊施設からのアクセスが多い観光名所等の周辺に所在する対象施設に係る対象施設周辺地域を示す地図の掲示や配布を依頼すること。特に、外国人観光客等の利用が多く見込まれる宿泊施設においては、外国語版も掲示・配布すること。
- (2) 空港管理者の協力を得て、空港ターミナル内の手荷物受取所において外国語版も含めた広報用ポスター及び当該空港が所在する都道府県内の対象施設周辺地域に関する地図を掲示するなどして周知を図ること。

4 対象施設周辺地域内における看板の設置

対象施設周辺地域内における公園、公開空地、河川敷、海岸等小型無人機を飛行させることが想定される場所については、公園等の施設管理者に働きかけ、利用者が確認しやすい箇所に対象施設周辺地域内である旨の看板を設置すること。特に、対象防衛関係施設の周辺地域内においては、自衛隊と連携して効率的に設置を行うこと。